

イギリス等捕虜・民間抑留者訴訟一審判決

原告の主張

(東京地裁1998年11月26日判決より)

[→戦争・植民地被害者の被害事実—戦後補償裁判の記録から](#)

[→HOME](#)

### 三 当事者の主張

#### 1 原告らの主張

(一) 第二次世界大戦中における原告らに対する加害行為等

原告らは、第二次世界大戦中、いずれも、日本軍により、捕虜収容所又は民間抑留者収容所に収容され、労働強制及び虐待等の加害行為（以下、これらを総称して「本件各加害行為」という。）を受けた。

(1) 原告ティザリントンについて

#### ① 原告ティザリントンの経歴

原告 XXXXXXXXXX ティザリントン（以下「原告ティザリントン」とい

う。）は、大正一〇年（一九二二年）二月一〇日に英国ランカシャ

ー地方で出生し、昭和一四年（一九三九年）六月に軍隊に入隊し、同

一六年（一九四一年）八月にマレーシアの駐屯地に伝令オートバイ兵として配属された。その後、日本軍は、マレーシアに侵攻し、同年一月に日英間の戦闘が始まった。

② 原告ティザリントンに対する加害行為（以下「本件加害行為(1)」という。）

③ 原告ティザリントンは、シンガポールのチャンギへ移動した後、昭和一七年（一九四二年）二月ころ、日本軍によりチャンギ刑務所に収容され、捕虜となった。日本軍は、同年八月、チャンギの捕虜全員に対して、水の支給を一日二杯に制限し、機関銃で威嚇するなどして、逃亡を企てない旨の宣誓書への署名を強要した。

④ 日本軍は、昭和一七年（一九四二年）一〇月二五日、チャンギの

捕虜のうち、原告ティザリントンを含む数百人を軍用貨物船の船倉に押し込めて、台湾へ移送した。捕虜は、トイレもなく船酔いによる嘔吐と赤痢による下痢とで悪臭が立ちこめる船倉内で衰弱し、赤痢に罹患し、多数死亡した。捕虜は、台湾の基隆港から汽車で瑞芳へ移送された後、金瓜石まで行進させられたが、この行進は船旅で衰弱した捕虜にとっては苛酷であり、一〇名ほどの捕虜が死亡した。

◎ 原告ティザリントンを含む捕虜は、金瓜石の捕虜収容所に収容されて以来、看守によって、理由もなく、平手、銃の台座、棒切れ及び竹刀等で殴打され、虐待を受けた。

原告ティザリントンを含む金瓜石捕虜収容所の捕虜は、昭和一七年（一九四二年）一二月から、金瓜石鉞山での強制労働に従事させ

られた。捕虜は、午前六時に起床し、朝食後、三〇分の昼休みを除いて、夕方まで金瓜石鉞山の坑内作業に従事させられた上、ささいなことで看守から暴行を受けた。金瓜石鉞山の保安は劣悪で災害が頻発し、作業中に多数の捕虜が死亡した。

金瓜石捕虜収容所の捕虜は、わずかな朝食と、昼食として弁当箱に入った米飯とたくあん、ごくまれに干魚一切れの食事しか与えられなかった。また、赤痢、脚気、ジフテリアに罹患した捕虜もいたが、日本軍は、医薬品を全く支給せず、赤十字国際委員会の視察も許可しなかった。捕虜は、食料の欠乏と医療の欠如のため、やせ衰え、次々と死亡した。金瓜石鉞山は、病人の続出と生産の停滞のため、閉鎖されることになった。

④ その後、原告ティザリントンを含む捕虜は、昭和二〇年（一九四五年）五月、新店庄捕虜収容所に移送されたが、炎天下でのさつまいも作りなどの農作業に従事させられた上、食料は一日三五〇グラム、その後一日二五〇グラムと制限された。原告ティザリントンは、食料の減少、過剰労働、残忍行為の増加により、精神的に異常を来し、同僚に自殺を手伝ってくれるように頼んだことがあった。

③ 収容所からの解放及びその後の経緯

② 原告ティザリントンは、昭和二〇年（一九四五年）八月一七日になつて日本軍の降伏を知らされた。日本軍は、同年九月三日、新店庄捕虜収容所の指揮権を英国軍士官に引き渡し、原告ティザリントンは、収容所から解放された。

⑥ 原告ティザリントンは、昭和二〇年（一九四五年）九月に英国リバプールに帰還し、同二二年（一九四七年）に除隊後、警察官となったが、捕虜収容所での体験による悪夢と不眠症のため仕事を継続することができなかった。また、原告ティザリントンには、同五五年（一九八〇年）ころ以降、捕虜収容所での栄養失調を原因とする視力低下の後遺障害が発症している。

(2) 原告タバンダーについて

① 原告タバンダーの経歴

原告

タバンダー（以下「原告タバン

ダー」という。）は、大正七年（一九一八年）八月一七日に英国スコットランド地方で出生し、昭和一四年（一九三九年）の第二次世界大

戦勃発後、軍隊に入隊し、同一六年（一九四一年）五月にマレーシアの航空情報局部隊に兵卒として配属された。その後、日本軍は、マレーシアに侵攻し、同年一二月に日英間の戦闘が始まった。

② 原告タバンダーに対する加害行為（以下「本件加害行為(2)」という。）

③ 原告タバンダーは、昭和一七年（一九四二年）一月ころ、日本軍により捕らえられて捕虜となり、同年六月までの間、マレーシアのクアラランプールにあったブドー刑務所に収容されたが、死体の埋設、遮断された道路の開通などの作業に従事させられた。

④ 原告タバンダーは、昭和一七年（一九四二年）六月ころから同年一二月ころまでの間、シンガポールのチャンギ刑務所に収容されたが、その後、タイのバンボンへと移送され、死の鉄道として知られ

る泰緬鐵道の建設工事の強制労働に従事させられた。原告タバ  
ンダ―は、同一八年（一九四三年）一二月までの間、苛酷な線路用の枕  
木及び彈藥等の荷物運搬作業に従事させられた。

㉔ 原告タバンダ―は、昭和一八年（一九四三年）一二月、シンガポ  
ールのチャンギに移送され、飛行場建設に従事させられた。チャン  
ギの捕虜のうち脱走を試みた者は、看守によって、処刑された。原  
告タバンダ―は、チャンギで、赤痢、脚氣及び熱帶潰瘍に罹患し、  
栄養失調を來した。

㉕ 原告タバンダ―は、捕虜となっていた間、一日に小さな茶碗二杯  
半の米飯、水っぽいスープ、ごくまれに干魚一枚といった食事しか  
与えられなかった。また、原告タバンダ―を含む捕虜は、日本軍か

ら医療行為を受けたことはなかった。

原告タバンダーを含む捕虜は、看守によって、銃の台座及び竹の棒等で殴打されるなどの虐待を受けた。原告タバンダーは、銃の台座で顔面を強く殴打され、歯の半数を失った。

③ 収容所からの解放及びその後の経緯

② 原告タバンダーは、昭和二〇年（一九四五年）八月にシンガポールで終戦を迎え、収容所から解放されたが、赤痢、脚気及び熱帯潰瘍の治療のため、一箇月間入院し、同年一〇月ごろ英国ロンドンに帰還した。

③ 原告タバンダーは、捕虜収容所での生活を体験したため、終戦後も、悪夢や胃の不調等の症状に苦しんだりしている。

(3) 原告ジェイムソンについて

① 原告ジェイムソンの経歴

原告

ジェイムソン（以下「原告ジェイムソン」

という。）は、昭和三年（一九二八年）七月九日にシンガポールで出生した。原告ジェイムソンの父は、軍役を離れ、空軍省関係の現場監督をしていた。

② 原告ジェイムソンに対する加害行為（以下「本件加害行為(3)」という。）

③ 原告ジェイムソンの父は、日本軍がシンガポールに迫ってきたため、昭和一七年（一九四二年）二月に家族をインド行きの船に乗船させたが、その船は、日本軍の攻撃によって、マレーシアのスマト

ラ島沖で沈没した。原告ジェイムソンは、救助されて無人島に上陸したが、日本軍に捕らえられ、スマトラ島に連行された。

⑤ 原告ジェイムソンは、昭和一七年（一九四二年）七月ころ、女性の民間抑留者だけが收容されていたパレンパレン收容所に連行された。原告ジェイムソンは、熱帯地方の猛暑の下、毎日、午前六時から午後三時ころまで、ゴムの木を切り倒す重労働に従事させられた。

原告ジェイムソンを含むパレンパレン收容所の民間抑留者は、わずかな米飯しか与えられず、食料は不十分であった。また、民間抑留者は、看守によって、日常的に殴打されたほか、日照りの下で食事も水も与えられず何時間も戸外に立たされるなどの虐待を受けた。

原告ジェイムソンは、死体を埋設する穴を掘っていた際、看守に口答えしたため、看守から殴打され、穴の中に蹴落とされる暴行を受けた。

原告ジェイムソンを含むバレンバレン収容所の民間抑留者の中には、看守から強姦された者が多かった。原告ジェイムソンは、幸い、強姦されたことはなかったが、いつも恐怖心にさいなまれていた。

原告ジェイムソンは、バレンバレン収容所に収容中に、マラリア、脚気及び赤痢に罹患した。

③ 収容所からの解放及びその後の経緯

② 原告ジェイムソンは、オランダ、英国、米国の連合軍によって収容所から解放され、英国に帰還した。

⑤ 原告ジェイムソンは、民間抑留者収容所での重労働や栄養不良が原因で子宮下垂となり、四回も流産してしまった。また、原告ジェイムソンは、民間抑留者収容所での体験による悪夢に苦しめられ、日本人を見るとパニックを引き起こしてしまう状況にある。

(4) 原告ボーディンについて

① 原告ボーディンの経歴

原告 XXXXXXXXXX ボーディン（以下「原告ボーディン」という。）は、明治四四年（一九一一年）三月二五日に米国イリノイ州で出生し、昭和一七年（一九四二年）一月ころ、フィリピンのバターンで米国軍歩兵連隊に陸軍齒科兵団少佐として配属された。その後、日本軍は、同月ころバターンに侵攻した。

② 原告ボーディンに対する加害行為（以下「本件加害行為(4)」という。）

③ 原告ボーディンは、昭和一七年（一九四二年）四月九日、日本軍により捕らえられて捕虜となり、その後、カバナチュアン収容所に収容された。

原告ボーディンを含むカバナチュアン収容所の捕虜は、茶碗に入ったわずかな食料しか与えられず、ねずみや南京虫等の害虫が氾濫した中で眠らなければならず、収容所にはトイレもなかった。約三〇〇〇人の病気の捕虜は、治療を受けることもなく、毎日二〇人から四〇人もの捕虜が死亡した。また、脱走を企てた捕虜は、日本軍によって惨殺された。

④ 原告ボーディンを含むカバナチュアン収容所の捕虜は、昭和一七

年（一九四二年）一二月には赤十字国際委員会から供給された食料を与えられ、また、毎日少量の肉を与えられた。しかし、捕虜は、毎日八時間の苛酷な強制労働に従事させられ、また、看守によって、しばしば理由もなく、顔面を殴打され、座り込むと腹を足蹴にされ、ときには斧の柄で殴打されるなどの虐待を受けた。さらに、捕虜は、一〇人一組に分けられ、そのうちの一人でも脱走すれば残りの者が懲罰を受けることになり、誰も脱走することができなくなった。

◎ 原告ボーディンを含むカバナチュアン収容所の捕虜は、昭和一九年（一九四四年）には肉を与えられることもなくなり、一回の食事にスプーン数杯の米飯しか与えられなくなった。捕虜は、疲弊し、空腹であったにもかかわらず、滑走路の建設作業に従事させられた。

④ 原告ボーディンは、昭和一九年（一九四四年）九月に福岡捕虜収容所に移送され、同二〇年（一九四五年）四月に朝鮮半島のインチヨイに移送された。

③ 収容所からの解放及びその後の経緯

原告ボーディンは、昭和二〇年（一九四五年）九月八日、収容所から解放され、入院治療を受けた後、同二一年（一九四六年）六月から米國軍に復職し、同三六年（一九六一年）に退役した。

(5) 原告ヘアについて

① 原告ヘアの経歴

原告

ヘア（以下「原告ヘア」という。）

は、昭和一六年（一九四一年）三月一六日にフィリピンのマニラで出

生した。原告ヘアの父は、米國陸軍技術部に軍属として雇用されていた。た。

② 原告ヘアに対する加害行為（以下「本件加害行為(5)」という。）

③ 原告ヘアとその家族は、マニラに居住していたが、昭和一七年（一九四二年）一月、日本軍によって、住居からの退去を命じられ、家財を略奪された。原告ヘアは、母と親戚と共に、日本軍によって、サント・トーマス収容所に収容された。

④ 原告ヘアを含むサント・トーマス収容所の民間抑留者は、頭にしらみがつき、至る所に南京虫がいる劣悪な環境に置かれ、シャワーの際やトイレでもプライバシーはなかった。民間抑留者の多くは、栄養失調、疾病あるいは看守による虐待が原因で死亡した。

原告ヘアは、サント・トーマス収容所に収容されていた間、栄養失調、脚気、壊血病、くる病、テング病及び猩紅熱に罹患し、飢餓に見舞われた。

© その後、サント・トーマス収容所は捕虜収容所となって、民間抑留者の処遇は最悪となり、食料が減らされ、その結果、多くの民間抑留者が病死した。

④ 日本軍は、昭和二〇年（一九四五年）二月、サント・トーマス収容所のすべての収容者を処刑することを決定した。

③ 収容所からの解放及びその後の経緯

① 原告ヘアは、処刑を免れ、昭和二〇年（一九四五年）三月一八日、母と親戚と共に、収容所から解放され、同年四月に米國に帰還した。

⑥ 原告へアは、米国海兵団などで稼働したが、幼児期における民間抑留者収容所での不衛生な生活環境、粗末な医療及び栄養失調を原因とする疾病により職務を遂行できず、平成四年（一九九二年）に退職を余儀なくされた。

◎ 原告へアは、昭和三八年（一九六三年）に虹彩炎を発病し、同四一年（一九六六年）には関節炎に襲われ、後にロイター症候群と診断されたほか、出血性十二指腸潰瘍などを患った。

(6) 原告リネンバーグについて

① 原告リネンバーグの経歴

原告

リネンバーグ（以下「原告リネンバー

グ」という。）は、大正一五年（一九二六年）七月一日にオランダ領

東インドのスラバヤで出生した。原告リネンバーグの父は、ホテルを  
経営していた。

② 原告リネンバーグに対する加害行為（以下「本件加害行為(6)」とい  
う。）

③ 原告リネンバーグは、昭和一七年（一九四二年）五月、日本軍に  
よって、父と共にバンドウゾ収容所に収容された。

④ その後、原告リネンバーグは、ジャワ南東部ケジリの農場へ移送  
された。ケジリの農場に収容されていた民間抑留者は、看守から脱  
走を試みた者を銃殺するとの警告を受けており、脱走は不可能であ  
った。民間抑留者の多くは、マラリアによって死亡した。

⑤ 原告リネンバーグは、昭和一九年（一九四四年）ころ、日本軍に

よって、熱暑の中で三日間も家畜運搬列車に閉じこめられて、西ジャワのタンゲラン収容所へ移送され、その間、二食の食事とわずかな水しか与えられなかった。原告リネンバーグを含むタンゲラン収容所の民間抑留者は、狭い部屋に押し込められ、ひどい食事しか与えられなかった。

④ 原告リネンバーグは、昭和二〇年（一九四五年）ころ、ジャワ西部のチマヒに移送されて、陸軍用のバラックに収容され、日本軍のための穴掘り、野戦病院や兵舎の清掃等の強制労働に従事させられたが、わずかな食料しか与えられなかった。

③ 収容所からの解放及びその後の経緯

② 原告リネンバーグは、昭和二〇年（一九四五年）に英国軍によつ

て収容生活から解放され、オランダやニュージーランドで生活した後、平成元年（一九八九年）四月、オーストラリアに移住した。

⑤ 原告リネンバーグは、民間抑留者収容所等での生活が原因で、熱帯性皮膚疾患、密閉恐怖症及び悪夢に悩まされている。

(7) 原告ツィーマンについて

① 原告ツィーマンの経歴

原告

ツィーマン（以下「原告ツィーマ

ン」という。）は、昭和三年（一九二八年）十二月にオランダ領東インドのジャワ島スラバヤで出生した。日本軍は、同一七年（一九四二年）、オランダ領東インドへ侵攻したが、そのころ、原告ツィーマンは、母と共に、東ジャワのマランに居住していた。

② 原告ツイーマンに対する加害行為（以下「本件加害行為(7)」という。）

① 原告ツイーマンは、昭和一七年（一九四二年）七月、日本軍によって、自宅を接収され、マランの一区画に収容された。

② 原告ツイーマンは、昭和一八年（一九四三年）初め、ジフテリアに罹患し死の危険にさらされていたにもかかわらず、日本軍によって、貨車に押し込められ、二日間、食料も水も与えられずに、中部ジャワのソロ収容所に移送された。

原告ツイーマンを含むソロ収容所の民間抑留者は、竹で作られた粗末なトイレもない小屋に収容され、下水溝の掃除、貨車の荷下ろし、墓掘り及び水道管工事等の強制労働に従事させられ、ときには徹夜で働かされたのみならず、粗末な衣服しか与えられず、裸足で

坊主頭の格好を強いられたため、日射病になり死亡する者も少なく  
なかった。また、抑留者は、半カップの米飯と薄いタピオカの汁と  
いった食事しか与えられず、水道栓とトイレは五〇〇人に一つの割  
合でしかない劣悪な環境に置かれ、多くの抑留者が、赤痢、コレラ、  
マラリア、ビタミンB欠乏による皮膚病、クーリー瘍及びジャング  
ル潰瘍に罹患したが、治療を受けることはできなかった。

原告ツイーマンを含むソロ收容所の民間抑留者は、看守によって、  
理由もなく、銃の台座等で殴打され、熱帯の太陽の下で立たされ、  
一一〇キロの荷を負わされて走らされるなどの虐待を受けた。原告  
ツイーマンは、收容所の外から食料を持ち込んだ民間抑留者が看守  
によって死ぬまで殴打、足蹴にされたのを目撃し、食料の持ち込み

が発覚すれば殺されると思い、恐怖のため失禁したこともあった。

◎ 原告ツイーマンは、昭和二〇年（一九四五年）一月、日本軍によつて、中部ジャワ山中のアンバラワ第七收容所へ移送された。原告ツイーマンを含むアンバラワ第七收容所の民間抑留者は、貨車の荷下ろし、木の伐採及び塹壕掘り等の強制労働に従事させられた上、炎天下にもかかわらず帽子も与えられなかったため、約三〇〇〇人の民間抑留者のうち二〇〇〇人以上が、同年八月までの間に死亡した。原告ツイーマンは、過酷な処遇と強制労働のため、やせ衰えて瀕死の状態に陥った。

③ 收容所からの解放及びその後の経緯

① 原告ツイーマンは、昭和二〇年（一九四五年）八月二三日に收容

所から解放され、同二二年（一九四六年）五月にオランダへ行き、同二七年（一九五二年）にニュージールランドに移住した。

⑤ 原告ツイーマンは、オランダへ行ってからも、民間抑留者収容所で罹患したマラリアと赤痢の症状が残っていたため、治療を受けた。しかし、原告ツイーマンは、民間抑留者収容所で罹患した脚気が原因で神経系統に損傷を受け、左半身の運動能力は完全には回復せず、また、長期間の重篤な下痢を原因とする腸の恒常的な吸収不全などに苦しんでおり、四週間に一度の割合でビタミン注射を受けなければ生存できない状態にある。